

宗像市長 谷井博美様  
宗像市議会議員 田中時宗様

宗像市監査委員 岩本隆志  
宗像市監査委員 石松和敏

### 定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果について下記のとおり報告する。

#### 記

#### 1 監査の概要

- (1) 監査委員 岩本隆志 石松和敏
- (2) 監査実施期日 平成23年12月5日（月）
- (3) 監査対象機関 市民協働・環境部 自然環境課
- (4) 監査の範囲 平成23年度 自然環境課の事務事業（別表）

#### 2 監査の方法

自然環境課所管の事務事業について、関係法令及び予算に基づき適正に管理、執行されているかどうかについて実施した。監査にあたっては、予算の執行状況及び関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した。

#### 3 監査の結果

提出された書類に基づいて監査を実施した結果、事務事業についておおむね適正に執行されているが、次の点について指摘する。

##### (1) 委託料に関する事蹟について

見積依頼に係る起案文書において、1者見積の理由を記載していないもの、予定価格の根拠に2つの異なる理由を記載しているもの、起工何において、減価交渉の経過を記載していないもの、着手後に提出されるべき着手届が着手前に提出されているもの、出来高承認通知書の発送から委託料の支払まで約2箇月経過しているものがあるので、事務処理を適正に行われたい。

##### (2) 補助金に関する事蹟について

次の点について、事務処理を適正に行われたい。

ア 住宅用太陽光発電システム設置補助金において、宗像市事務決裁規程では、100万円以上の補助金の支出負担行為の決定は市長が決裁する事項と規定されているが、交付決定及び額の確定に係る起案文書は、それぞれの補助金額3,645,000円、2,409,750円について市民協働・環境部長が決裁している。また、全ての実績報告書について、報告に係る根拠規定の条項を誤って記載している。

- イ むなかた「水と緑の会」事業費補助金において、事業完了報告書に添付されている平成22年度決算書の支出の部に関して、補助対象経費が明確でないにもかかわらず、額の確定を行っている。
- ウ 河川浄化運動補助金（前期）において、宗像市補助金等交付規則第5条に規定された交付決定に係る事務を行っていない。また、額を確定する際の重要な書類である参加者名簿について、鉛筆で記入されたものが多数見受けられる。
- エ さつき松原管理運営協議会事業費補助金において、事業完了報告書に添付されている平成22年度決算書及び交付申請書に添付されている平成23年度予算書の支出の部に関して、補助対象経費が明確でないにもかかわらず、額の確定、交付決定を行っている。また、額の確定に係る起案文書の決裁日と額の確定通知書の発送日が整合していない。

別表 平成23年度 自然環境課の事務事業（提出書類）

区分	提出帳票台帳・資料の内容	台帳類	資料
個別資料	委託料に関する事蹟（別記）	○	○
	補助金に関する事蹟（別記）	○	○
共通資料	定期監査調書		○
	郵便切手等受払簿	○	
	負担金交付台帳（財政課提出分・交付先の決算書等含む）	○	○
	時間外勤務命令簿		○
	出勤簿		○

（別記）

平成23年度 委託料に関する事蹟

1	環境リーダー育成講座（むなかた協働大学分）業務協働委託料
2	釣川堤防草刈業務委託（前期）
3	カノコユリ再生業務委託

平成23年度 補助金に関する事蹟

1	住宅用太陽光発電システム設置補助金（5月26日支払分）
2	むなかた「水と緑の会」事業費補助金
3	河川浄化運動補助金（前期）
4	さつき松原管理運営協議会事業費補助金

※2～4は、平成22年度の実績報告及び額の確定に係る書類を含む。